

19監査公表第21号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成19年11月7日に福岡市長から出資団体及び財政援助団体の監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月20日

福岡市監査委員	妹	尾	俊	見
同	市	木		潔
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査結果と措置の件数

19 監査公表第 11 号（平成 19 年 7 月 2 日付 福岡市公報第 5464 号公表）分

・・・・・・・・ 4 件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

19監査公表第11号（平成19年7月2日付 福岡市公報第5464号公表）分
（出資団体）

1 財団法人福岡市水産加工公社

監査の結果	措置の状況
<p>適正な決算事務を行うよう注意を求め るもの</p> <p>市の出資法人は経営状況について適切な形で市に報告し公表しなければならず、その報告は公益法人会計基準等に従い適正に記載されていなければならない。しかしながら、平成16年度及び同17年度決算事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>決算事務における財務諸表の作成においては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>ア 平成16年度損益計算書に、損益には関与しない借入金収支や固定資産取得支出が含まれており、決算処理を誤っていた。</p>	<p>財団法人福岡市水産加工公社の決算事務については同公社に対し、適正な事務処理を行うよう要請し、平成16年度損益計算書については、適正な決算事務の手法に則り、所要の訂正が行われた。</p>
<p>イ 平成17年度決算事務において、貸借対照表については正しく表示されているものの、損益計算書上、実際には存在しない純損失約11億円が発生していた。財務諸表間の連動性等、決算事務の基本的な理解について抜本的改善を図られたい。</p>	<p>同公社において平成17年度損益計算書については、適正な決算事務の手法に則り、所要の訂正が行われた。</p> <p>また、決算事務については、研修等により十分理解を深めるよう要請し、同公社において周知徹底が行われた。</p>
<p>ウ 上記決算諸表の基本的な誤りが、監事監査や理事会で是正されること無く福岡市等に提出され、そのまま公表されていた。事務局の内部統制を確立しチェック機能強化に努められたい。 (農林水産局所管)</p>	<p>事務局の内部統制の確立、チェック機能の強化については、同公社において、決算事務について、研修を行い十分理解を深めるとともに、公益法人会計システムを導入する等によりチェック体制の確立に努めている。</p>

2 福岡市住宅供給公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>文書発送について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>福岡市住宅供給公社では、文書を発送するときは、同公社処務規程において、事業年度による年数、福市住公及び文書番号を付さなければならないとし、公社印を使用するときは、規則等による規定はないものの、公社印の使用簿に記入の上、押印することを慣例としている。しかしながら、福岡市営住宅の管理において、毎月福岡市に提出する委託業務の進捗状況に係る報告書について、文書収発簿に記入することなく別に存在する文書に付した文書番号を重複して使用し、また、公社印の使用簿に記入することなく報告書に公社印を押印していたものが多数見受けられた。</p> <p>今後、適正な事務処理を行うとともに、内部のチェック体制の強化を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">（建築局所管）</p>	<p>福岡市住宅供給公社の文書発送に係る事務処理については、同公社に対して、その適正化に向け、処務規程を見直すとともに、チェック体制の強化を図るよう、口頭により要請した。</p> <p>同公社においては、「公社印等使用簿」の作成および公社印等の取扱責任者の設置について同公社処務規程の改正が行われ、同処務規程に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対して書面による周知徹底が行われた。</p>